

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 博昭

1 日 時

平成31年3月12日（火） 午後 1時02分から
午後 3時22分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

衛藤博昭、嶋幸一、志村学、木田昇、二ノ宮健治、玉田輝義、戸高賢史

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通、生活環境部長 山本章子、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第20号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、全会一致をもって決定した。
- (2) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第3号議案、第4号議案、第13号議案、第21号議案、第22号議案及び第23号議案については、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
継続請願31については、結論を得るに至らなかった。
請願35-1については、採択すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情22について、質疑を行った。
- (4) 大分県病院事業中期事業計画（第4期）について、大分県障がい者計画について、大分県再犯防止推進計画について、大分県水道ビジョンについて及び新大分県消防広域化推進計画について、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班	副主幹	長尾真也
政策調査課調査広報班	主事	佐藤和哉

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成31年3月12日（火）13：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 病院局関係

13：00～13：40

- (1) 付託案件の審査
 - 第 13号議案 平成31年度大分県病院事業会計予算
 - 第 23号議案 権利の放棄について
- (2) 諸般の報告
 - ①大分県病院事業中期事業計画（第4期）について
- (3) その他

3 福祉保健部関係

13：40～14：50

- (1) 合議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）
 - 第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（本委員会関係部分）
- (2) 付託案件の審査
 - 第 21号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
 - 第 1号議案 平成31年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
 - 第 3号議案 平成31年度大分県国民健康保険事業特別会計予算
 - 第 4号議案 平成31年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- (3) 諸般の報告
 - ①大分県障がい者計画について
- (4) その他

4 生活環境部関係

14：50～16：00

- (1) 付託案件の審査
 - 第 1号議案 平成31年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
 - 第 22号議案 権利の放棄について
 - 継続請願 31 日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないように求める意見書の提出について
 - 請 願 35-1 宇佐市の上水道水源「駅館川流域」の環境破壊の防止に関することについて
- (2) 付託外案件の審査
 - 陳 情 22 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について

(3) 諸般の報告

- ①大分県再犯防止推進計画について
- ②大分県水道ビジョンについて
- ③新大分県消防広域化推進計画について

(4) その他

5 協議事項

16:00~16:05

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、前回からの継続請願1件、今回付託を受けました議案7件、総務企画委員会から合い議がありました議案1件、請願1件及び陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査を行います。

それでは、付託案件の審査を行います。

初めに、第13号議案平成31年度大分県病院事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

田代病院局長 それでは、第13号議案平成31年度大分県病院事業会計予算について御説明いたします。議案書では、74ページからですが、本日はお手元にお配りしました病院局予算概要に沿って御説明します。

それでは、資料の1ページをお開き願います。

福祉保健部が所管している県立病院対策事業費の概要です。一般会計から病院事業会計への負担金は、ページ下段の表、左から2列目にあるように、10億1,291万7千円で、表の枠外、右下に記載していますが、30年度と比べ、1億1,050万1千円の減額です。増減要因は、建設改良に係る企業債償還金の減などです。

2ページをお開き願います。

病院事業における30年度当初予算との比較の概略です。上段の収益的収支予算ですが、31年度の単年度損益は、1億8,200万円の黒字予定で、30年度と比較すると、減益となる見込みです。

下段の資本的収支予算については、精神医療センターの整備などに伴い、収入、支出とも、30年度と比較すると増加する予定です。

3ページを御覧ください。

31年度予算（案）の概要を千円単位で記載しています。

まず、収益的収入及び支出のうち、(1)病

院事業収益について御説明します。

左側の表ですが、医業収益は、入院収益、外来収益などの合計です。入院、外来患者数、単価については、30年度決算見込みを基に算定しています。

これに、医業外収益、特別利益を加えて、病院事業収益は、右の表の一番下の合計の欄の170億8,011万4千円です。

次のページをお開きください。

(2)病院事業費用についてですが、職員の給与費、薬品費等の材料費、減価償却費などで構成される医業費用に、医業外費用、特別損失を加えて、右の表の一番下、合計の欄のとおり、168億9,830万4千円です。

次に、5ページを御覧ください。

資本的収入及び支出についてです。

(1)の資本的収入は、左の表に掲載している、企業債、負担金及び補助金で構成され、合計34億5,641万6千円です。

また、右の表(2)資本的支出は、建設改良費と企業債償還金及び他会計からの借入金償還金で構成され、合計44億3,296万8千円です。

なお、31年度は、全身用X線CT診断装置2台の購入や勤怠管理システムの導入のほか、大規模改修や精神医療センターの整備を予定しています。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第23号議案権利の放棄について、執

行部の説明を求めます。

神志那医事・相談課長 第23号議案権利の放棄について御説明申し上げます。

議案書は208ページからですが、本日はお配りした福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。資料の1ページをお開きください。

この議案は、大分県立病院の医業未収金にかかる債権のうち、回収が不能なものについて、権利放棄の議決をお願いするものです。

今回放棄する権利は、1の表欄の下に記載している債権放棄の院内基準に基づき、行方不明者分、相続人不存在分、自己破産者分を合わせて計99名、1,202万4,113円の権利放棄をお願いするものです。

2の未収金回収の取組ですが、一つ目、二つ目のマルについては、平成28年度から未収金担当者の専任化を図るとともに専用電話を設置し、毎週1回、夜間に電話による督促や文書による催告を行っています。

また、平日は嘱託職員による訪問徴収を行っていますが、月1回の休日訪問徴収に加え、今年度からは、月1回平日夜間の訪問徴収を行っています。

また三つ目のマルですが、平成25年度から発生後1年を経過した未収金で徴収が困難なものについては、回収業務を弁護士法人に委託しています。今年度からこの弁護士法人が回収できなかった未収金を他の弁護士法人に委託し、さらなる回収に努めているところです。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わります。

執行部より報告をしたい旨の申出がありました

たので、これを許します。

廣瀬病院局次長兼県立病院事務局長 大分県病院事業中期事業計画（第4期）の案の概要について御説明します。福祉保健生活環境委員会資料の2ページをお開きください。第4期の内容については、資料下段になります。

第4期中期事業計画では、「挑戦と継続～県民に支持される病院を目指して～」を基本理念に、計画を五つの柱に分けて、具体的な課題への対応を行っていきたいと考えています。

まず、1地域医療構想を踏まえた本院の果たす役割についてです。

今後、高度急性期、急性期の医療需要が、2035年まで伸び続けることが見込まれ、本院は、今後20年近い将来にわたって高度急性期・急性期医療を中心とした医療を提供するために、時代の流れに沿って機能を充実強化していく必要があると考えています。

そこで2県民の求める医療機能の充実では、（1）高度専門医療への取組として、①では、ゲノム医療への対応やロボット技術などの活用の検討を、また、②のこれまでの高度専門医療の充実では、特に周産期医療の新生児回復病床体制の強化やがん医療の外來化学療法室の病床拡大などを実施します。

（2）政策医療として、特に、①の精神医療センター開設のため、31年度には精神医療センター準備室を設置し、開設後の院内外の診療連携体制の構築を進めます。

また、3良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応の（4）の人材確保・育成では、ワークシェアリング・タスクシフティングや勤務時間の管理システムの導入などの検討を進めていきます。（5）の大規模改修工事では、患者視点で充実した整備を図っていきたいと考えています。

4地域医療機関等との医療連携では、患者総合支援センターを新設し、患者やその家族の相談窓口を一元化し、入院前から退院後の地域医療機関等への移行まで一体的な支援を行います。

5経営基盤の強化については、引き続き、（1）経営の効率化や（2）職員の意識改革を

推進します。

6収支計画ですが、精神科を除く一般身体科分では、32年度に大規模改修工事の固定資産除却が特別損失に計上され、大きく経営を圧迫することになります。この時期が一番経営的に厳しくなる見通しです。精神科については、今後のセンター建設にかかる財源や人員の確保状況によって収入面が若干異なりますが、約3億円の赤字となる見込みです。なお、これには一般会計負担金による補填は計上されていません。今後財政当局と協議をしていきたいと考えています。

個別具体的な内容については、お手元の冊子を御一読願いたいと思います。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、ここで私から一言お礼を申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

〔田代病院局長挨拶〕

衛藤委員長 これをもちまして、病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

衛藤委員長 これより福祉保健部関係の審査に入ります。

初めに、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

伊東高齢者福祉課長 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、委員会資料の1ページを御覧ください。第20号議案大分県使用料

及び手数料条例の一部改正について、説明申し上げます。なお、議案書は201ページですが、委員会資料で説明を行います。

今回改正する手数料は、介護保険法関係事務の介護支援専門員実務研修受講試験手数料です。

1の改正の理由ですが、介護保険法施行規則の一部改正により、介護支援専門員実務研修受講試験受験資格が厳格化され、受験者が激減したことに伴い試験問題作成事務に係る手数料が増額したこと等により、所要の改正を行うものです。

2の改正の内容ですが、条例別表第3のうち介護支援専門員実務研修受講試験手数料は現行8,500円で、内訳として試験問題作成事務に係る手数料が700円、試験事務手数料が7,800円ですが、試験問題作成事務に係る手数料が1,100円増額するため受講試験手数料を9,600円に改めることとしています。また、別表第4の指定試験機関等の欄に、試験問題作成事務に係る手数料の部分を入力する登録試験問題作成機関と試験事務に係る手数料を入力する指定試験実施機関を明記するという規定を整備するものです。

3の施行期日は、本年4月1日です。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

初めに、第21号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正

について、執行部の説明を求めます。

大戸こども・家庭支援課長 委員会資料の2ページをお開きください。

第21号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてです。なお、議案書は205ページですが、委員会資料で説明を行います。

まず、1条例の概要についてですが、今回、児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める厚生省令に従って、児童養護施設の職員の資格要件等について、県が基準を定めた条例と、あわせて前回の平成30年第4回定例会で上程した本条例の一部改正条例、二つの条例を改正するものです。

次に、2改正理由ですが、省令の一部改正が行われたため、条例の規定を整備するものです。今回の省令、国の基準の改正内容について、御説明します。

まず、(1)の児童指導員の資格要件の追加について、幼稚園教諭が追加されました。児童養護施設には、児童指導員又は保育士を配置することとされていますが、保育士と同様にその役割を十分果たし得る幼稚園教諭は児童指導員の資格要件に含まれていません。

そこで、地方分権改革に関する提案募集の実施方針に基づき、鳥取県等の地方公共団体からの提案等を踏まえ、今回資格要件の見直しが行われました。

次に、(2)心理担当職員や児童指導員並びに児童自立支援員の資格要件の見直しについてです。

資格要件である「大学の学部で所定の学科を卒業した者」について、今回、大学に短期大学を含まないことが明確化されました。これに伴い、前回の省令改正で資格要件に追加された「専門職大学前期課程修了者」が除外されたものです。

次に、3改正内容ですが、省令改正に従って、児童指導員の資格要件に幼稚園教諭を追加するとともに、心理担当職員等の資格要件について、大学のあとに(短期大学を除く)と明記し、あわせて前回追加した「専門職大学前期課程修了

者」の規定を削除するものです。

最後に、施行日ですが、本条例の一部改正は本年4月1日とし、一部改正条例の一部改正については公布の日としています。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第1号議案平成31年度大分県一般会計予算のうち福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

長谷尾福祉保健部長 福祉保健部で御審議いただきます予算議案は、第1号議案、第3号議案、第4号議案の合計3議案です。

初めに、第1号議案平成31年度大分県一般会計予算のうち福祉保健部関係について、その概要を説明します。説明は、お手元の平成31年度福祉保健部予算概要を使って行います。3ページをお開きください。

まず、(1)一般会計ですが、平成31年度当初予算はいわゆる骨格予算ですが、当部においては、医療介護給付費などの社会保障費の所要額を全額計上するほか、喫緊の課題である子ども・子育て支援などの予算を拡充していることから前年度から増額となっています。予算総額は、福祉保健部の計の部分で、1,005億6,454万5千円です。これを右側の30年度当初予算額(B)と比較すると、44億4,778万円、率にして4.6%の増です。

増加の主な要因は、高齢化の進展等に伴う医療介護給付費の増や本年10月から実施予定の国の幼児教育無償化の影響等に伴う社会保障関係費の増、また、市町村の整備計画に基づく小規模特養等の整備が来年度集中することによる介護施設整備費の増、加えて、県立病院精神医

療センターの工事が本格化することなどによるものです。

4ページを御覧ください。

次に、(2)特別会計ですが、当部所管の国民健康保険事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計等について、1,216億7,761万3千円を計上しています。

今回の予算に係る重点事業と、債務負担行為を1件お願いしていますので、その内容について、それぞれの担当課・室長より説明します。

幸福祉保健企画課長 10ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の地域のつながり応援事業費1,774万8千円です。

この事業は、誰もが人と人とのつながりを感じることができる孤立ゼロ社会の実現に向けて、市町村や社会福祉協議会等と協働し、地域のつながりの再構築を図るものです。具体的には、一つ目の二重マルにあるように、市町村の取組に対する支援として、地域の課題を包括的に受け止める人材などを、研修会の開催等を通じて養成するとともに、モデル的な取組を行う市町村に対し助成します。

また、二つ目の二重マルの成年後見制度の推進として、複数の市町村域をカバーする権利擁護センターの立ち上げを支援します。

次に、その下の生活困窮者自立支援事業費3,265万6千円です。

この事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、町村部の生活困窮者の自立に向けた支援などを行うものです。具体的には、一つ目の二重マルにあるように、自立相談支援事業として、各町村社会福祉協議会に相談窓口を設置して包括的な支援を行うとともに、離職により住居を失った方に対して、賃貸住宅の家賃相当額を有期で支給します。また、就労に向けた訓練や家計管理の支援を行うほか、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や生活相談を実施します。

また、二つ目の二重マルの支援体制の整備として、来年度から新たに就労訓練事業所の開拓等を行うアドバイザーを市町村に派遣します。

次に、13ページをお開きください。

一番下の災害時要配慮者支援事業費3,193万4千円です。

この事業は、災害時における高齢者や障がい者など、要配慮者の安全・安心を確保するため、早期避難の意識啓発や避難訓練の実施を促進するほか、適切な避難場所を提供するための体制整備などを図るものです。具体的には、一つ目の二重マルの早期避難に対する意識啓発として、民生委員等の福祉関係者や要配慮者本人を対象とした防災教室等を実施するとともに、要配慮者が参加する防災訓練が地域で実施できるよう、自主防災組織に防災訓練アドバイザーを派遣します。

また、二つ目の二重マルの福祉避難スペースの開設支援として、市町村が公民館などの避難所内に要配慮者のための福祉避難スペースを迅速に開設できるよう、災害派遣福祉チーム(DCAT)に対する訓練を実施するとともに、パーティションなど開設に必要な資材を県においても備蓄します。

こうした対策を総合的に推進するため、三つ目の二重マルにあるように、災害福祉コーディネーターを新たに配置します。

西永医療政策課長 次に、25ページをお開きください。

一番下の地域医療教育・研修推進事業費5,384万4千円です。

この事業は、地域における医師不足に対応するため、大分大学医学部と連携して、地域医療を担う医師の確保を図るものです。具体的には、一つ目の二重マルにあるように、医師の地域偏在の解消に取り組む地域医療支援センターの運営を大分大学に委託し、医学生及び研修医が地域医療を実地で学ぶ研修フィールドの確保や、医師のUIJターンの促進に取り組むとともに、来年度は、地域医療に従事する医師のキャリア形成に係る支援体制を強化するものです。

次に、28ページをお開きください。

一番上の在宅医療提供体制整備事業費1,513万7千円です。

この事業は、地域包括ケアシステムの基盤の一つである在宅医療提供体制を強化するため、

在宅医療に携わる医療従事者等の研修を行うとともに、訪問診療に必要な設備整備等を行う施設などに対し助成するものです。

主なものとして、一つ目の二重マルでは、入院患者が退院後、円滑に在宅療養生活を送ることができるよう、看護師や医療ソーシャルワーカーなど医療機関の退院調整担当者に対して研修を行い、入院早期から退院後を見据えた退院支援体制を強化します。

また、最後の二重マルでは、看取りをはじめとする在宅医療に関するセミナーを県内各地域で新たに開催し、県民の理解促進に努めます。

次に、その下の地域医療介護総合確保施設設備整備事業費 3 億 7 9 万 9 千円です。

この事業は、急性期から在宅まで切れ目ない医療提供体制を整備するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関が行う施設・設備整備等に対して助成等を行うものです。具体的には、一つ目の二重マルにあるように、回復期病棟やリハビリテーション施設等を整備する経費について助成します。

また、四つ目の二重マルでは、医療情報のネットワーク化に向けた気運の醸成を図るため、シンポジウムを新たに開催します。

藤内健康づくり支援課長 次に、42ページをお開きください。

下段の感染症指定医療機関整備事業費 2, 220 万 6 千円です。

この事業は、南海医療センターと大分県立病院の第 2 種感染症病室の施設整備に係る経費の一部を助成するものです。

なお、南海医療センターでは、南海トラフ地震に備えて病院の建て替えを行っており、新病院の中に感染症病床を 4 床整備します。

また、県立病院では、病棟再編に伴い感染症病床 6 床を整備します。

次に、51ページをお開きください。

上段のみんなで進める健康づくり事業費 2, 332 万 5 千円です。

この事業は、健康寿命を延伸させるため、県民自らが主体的に健康づくりに取り組む機運を醸成するとともに、経済団体や保健医療福祉団

体、報道機関等で構成される健康寿命日本一おおい創造会議をプラットフォームに、多様な主体と協働して県民誰もが健康的な生活習慣を実践できる社会環境を整備し、健康寿命日本一を目指すものです。具体的には、二つ目の二重マルにあるように、野菜摂取の促進に向け「まず野菜、もっと野菜」プロジェクトを強化するとともに、三つ目の二重マルの働く世代の健康づくりを一層推進するための健康経営事業所の拡大、さらには、最後の二重マルの健康アプリ「おおいた歩得（あるとっく）」の普及に向けた取組などを促進するものです。

次に、52ページを御覧ください。

一番上の受動喫煙防止対策事業費 9 6 4 万 5 千円です。

この事業は、2020年4月から喫煙専用室以外での屋内喫煙が原則禁止される施設等において、望まない受動喫煙を防止するため、飲食店の責任者を対象にした説明会の開催や実態調査の実施等により、適切に分煙が行われるよう促すほか、禁煙に積極的に取り組む事業所へ薬剤師を派遣し、禁煙の支援を行うものです。

伊東高齢者福祉課長 次に、62ページをお開きください。

一番下のいきいき高齢者地域活動推進事業費 6 4 6 万 8 千円です。

この事業は、元気な高齢者の社会参加を促進することにより健康寿命の延伸を図るため、健康づくりや地域貢献活動への参加を促す講座を開催するほか、市町村老人クラブ連合会の体制強化を支援する市町村に対し助成するものです。一つ目の二重マルでは、人材の養成・確保及び高齢者の活躍促進のため、健康づくり・介護予防、生活支援及び地域貢献・世代交流等に関する講座をテーマ別を実施するとともに、三つ目の二重マルでは、市町村老人クラブ連合会の活動推進員設置を支援する市町村に対して、経費の一部を新たに助成するものです。

次に、64ページをお開きください。

下段の認知症にやさしい地域創出事業費 3 7 万 9 千円です。

この事業は、認知症の人やその家族が安心し

て地域で暮らせるよう、認知症初期集中支援チーム等を中心とした早期診断・早期対応力や本人・家族などへの相談体制を強化する取組を支援するものです。具体的には、一つ目の二重マルにあるように、各市町村の認知症地域支援推進員等を対象とした研修の実施や市町村を越えた広域の行方不明認知症高齢者等見守り・SOS体制を充実します。

また、三つ目の二重マルは、認知症診断直後に不安を抱えている認知症の本人・家族等を支援するため、本人・家族等に寄り添うピアサポーターの養成等を行うものです。

次に、66ページをお開きください。

上から3番目の介護サービス基盤整備事業費12億8,546万2千円です。

この事業は、地域包括ケアシステムを推進するため、定員29名以下の小規模介護施設の整備など、地域の実情に応じた介護サービスの提供体制を整備するものです。

主なものとして、一つ目の二重マルの最初の中ポツでは、冒頭に部長からも申し上げましたが、小規模な特別養護老人ホームなどの創設や増設する経費に対して助成するとともに、二つ目の中ポツでは、施設の円滑な開設のため、開設前の介護や看護の職員等の雇い上げや研修費用等、開設準備に要する経費を助成するものです。

御手洗こども未来課長 次に、75ページをお開きください。

一番上のおおいた出会い応援事業費3,635万1千円です。

この事業は、生涯未婚率が上昇している中、若者の結婚の希望を後押しするため、出会いサポートセンターを運営し、市町村や団体・企業等と連携して出会いの場づくりを行うものです。一つ目の二重マルの会員制によるお見合いサービスでは、会員の増加に対応すべく職員を増員し体制強化を図り、さらに、大分市以外の五つの地域で新たに巡回相談会を実施します。

また、二つ目の二重マルでは、結婚を応援する企業や団体の婚活イベント等の情報を発信し、県内全域での結婚支援の取組の活性化を図

ります。

次に、その下のおおいた子育てほっとクーポン利用促進事業費7,650万9千円です。

この事業は、子育て支援サービスの利用促進を図り、子育て世帯の負担を軽減するため、様々なサービスに利用できるクーポンを配布するものですが、第4子以降の配布上限3万円を廃止し、養育する子どもの数、掛ける1万円分に配布額を増額します。

次に、76ページを御覧ください。

一番上の保育所運営費37億9,144万5千円と、その下の認定こども園運営費39億4,723万2千円、そして、83ページの一番上の私立幼稚園運営費9億6,123万9千円を一括して御説明します。

これらの事業はそれぞれの運営費ですが、冒頭に部長からも申し上げましたが、各事業の概要欄の最後の方にあるように、本年10月から実施される予定の国の幼児教育無償化に伴う本県への影響額を3事業で9億4,700万円と見込んで計上しています。

次に、お手数ですが、79ページにお戻りください。

中段の放課後児童対策充実事業費7億5,318万6千円です。

この事業は、放課後の小学生に安全で健やかな生活の場を提供するため、市町村が実施する放課後児童クラブの運営費を助成するものです。三つのマル新とあるように、質の向上として小規模クラブや障がい児を受け入れるクラブ等を新たに支援します。

また、その下の二重マルにあるように、低所得世帯への保護者負担金の減免を実施する等、放課後児童クラブの充実を図ります。

大戸こども・家庭支援課長 次に、90ページをお開きください。

下段の児童虐待防止対策事業費1,337万8千円です。

この事業は、児童虐待防止の徹底を図るため、関係機関の連携及び児童相談体制の強化を実施するものです。具体的には、三つ目の二重マルの児童相談所の法的対応力の強化として非常勤

弁護士の配置拡充を行い、四つ目の二重マルの産前・産後母子支援事業として、出産後の養育が特に困難な特定妊婦への支援を行います。

また、五つ目の二重マルの児童家庭支援センター機能強化事業として、県内三つの児童家庭支援センターに対し、県外からの移管ケースの見守り等について、児童相談所から指導委託を行います。

次に、93ページをお開きください。

一番上のひとり親家庭等自立促進対策事業費1,654万2千円です。

この事業は、ひとり親家庭の自立を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を委託するとともに、就業のための資格取得を支援するものです。具体的には、一つ目の二重マルの母子家庭等就業・自立支援センター運営委託料として、新たに、面会交流に関する支援のモデル事業を行うとともに、二つ目の二重マルの自立支援給付金事業として、就職に有利な資格を取得する場合に、訓練促進給付金等を支給するものです。

二日市障害福祉課長 次に、101ページをお開きください。

下段の重度心身障がい者医療費給付事業費9億9,938万6千円です。

この事業は、重度心身障がい者の経済的負担を軽減するため、医療費を軽減する市町村に対し助成するものです。

現行の給付方式である償還払を改め、自動償還払へ本年10月受診分から、全市町村一斉に移行する予定です。

これまで、月ごとに居住市町村の窓口に助成申請の手続が必要でしたが、移行後は、自動的に助成金が口座に振り込まれることになり、障がい者や御家族の負担が軽減されます。

次に、102ページをお開きください。

一番上の医療的ケア児支援体制構築事業費357万4千円です。

この事業は、人工呼吸器の装着などにより医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられる環境を整えるため、専門人材の養成やサービスの充実を行うものです。具体的には、

一つ目の二重マルにあるように、障害福祉サービスとのマッチングを行うコーディネーターを養成するとともに、三つ目の二重マルにあるように、医療、福祉、教育等の各関係機関の意見交換の場を設置し、連携体制を構築することとしています。

次に、118ページをお開きください。

一番上の県立病院精神医療センター整備事業費4億9,490万9千円です。

この事業は、精神科の急性期患者への夜間・休日の短期・集中的治療や重篤な身体合併症患者に対する専門的な医療を提供するため、県病院局が整備する精神医療センターの本体工事等に要する費用について助成するものです。

なお、冒頭に部長からも申し上げたとおり本年1月から本体工事に着手していますが、引き続き、目標である2020年度中の開設に向け準備を進めます。

次に、119ページを御覧ください。

下段の精神障がい者地域移行・定着体制整備事業費921万7千円です。

この事業は、精神障がい者の地域での相談支援体制を強化するため、各関係機関の連携を強化するほか、長期入院者等の退院促進に向けて個別支援体制を構築するものです。具体的には、一つ目の二重マルにあるように、圏域単位で医療・福祉等の関係機関による協議会を開催し、情報共有及び連携強化を図るとともに、最後の二重マルでは、行政が主体となった措置入院者等の退院後支援を円滑に進めるため、個別の支援計画を作成し、地域移行・地域定着を支援します。

御手洗こども未来課長 債務負担行為について、説明します。お手元の議案書17ページをお開きください。

番号5おおいた子育てほっとクーポン活用事業、期間は平成31年度から34年度までで、限度額は6,405万6千円です。

これは、クーポンの有効期限を出生から3年間としていることから、その期間内にクーポンが全て使用された場合の額を計上しています。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。こ

れより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

木田委員 概要の18ページ、備蓄物資管理費の更新費用のところですが、最近インフルエンザ、風疹とかいろいろと感染、飛沫感染とかが心配されている事例が多くありますけれども、マスクの備蓄はどのようにされているのか、お尋ねしたいというのが一つです。

あわせて、51ページのみんなで進める健康づくり事業の歩得の機能拡充についてですが、どのようなことが予定されているのか、お示しいただきたいと思います。

幸福社保健企画課長 まず、備蓄物資について御説明します。

備蓄については主要4品目と要配慮者用という形にしており、御質問がありましたマスクは、基本的に備蓄物資としては今入れていないんですが、感染症等の部分についてはちょっと分かりません。我々としては主食、お米、カレーライス等の副食、飲料水、これを主要4品目と言いますが、あとは粉ミルクや小児用・大人用のおむつ、それとブルーシート、こういうものについては市町村と県、当然流通備蓄等がありますが、それにある程度、自助と公助、そういった形で役割分担した中で、市町村と県でそれぞれ備蓄するとしています。

藤内健康づくり支援課長 マスクの備蓄について、少し補足させていただきますけれども、新型インフルなどの感染症対策として保健所にはマスクを備蓄しています。

それからもう一つ、歩得の来年度の機能拡充についてのお尋ねですが、歩得はポイントがたまると、それが3千歩以上になるといろんな協力店舗で特典が受けられるという楽しみがあるんですが、それだけではなくて、例えば今回予定している温泉地を巡るとスタンプラリーのように、歩得上で10か所巡るとそのミッションがコンプリートされるもの。今のところ考えているのはこれでしか手に入らないような限定のプレミアムな手拭いを抽選で提供するといったものや農林水産部と連携して、県の特産品が歩くごとに徐々に成長し、種から苗になって花が

咲いて実がついて、実際に3千ポイントたまる一つの作物が成長しきるが、それが2作物成長しきると抽選で県産品が当たるという、今までのポイントに加えてほかの部局とも連携しながら楽しめるようなことを検討しています。

木田委員 マスクの備蓄の件は、聞くところによるとマスクは製品によってウイルスのブロック率はかなり違うということで、そういったマスクの機能をぜひ確認しておいていただきたいと思います。

それから歩得の機能拡充ですが、私の記録を見ていただけると分かると思いますが、しっかり使用して、当時よりマイナス9キロから10キロで、もうちょっとカスタマイズすると体重管理についてはかなり効果を上げるやり方があります。私は自分の頭の中でカスタマイズして効果を上げているので、私のところに聞きに来ていただければと思います。景品もいいと思うんですが、やっぱり自分の健康が改善されて体重が改善されるというのが最大のインセンティブだと思いますので、そういう機能の工夫、細かくこういったやり方があるというのはお話しさせていただきます。

衛藤委員長 御要望でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり) 御要望、御検討をよろしくお願いいたします。

戸高委員 障害福祉課の101ページの重度児童心身障がい者の自動償還払の移行についてですけど、先般各市町村の状況をお知らせをいただいて、最初の登録はいいんですが、その後の更新の在り方について各市町村ばらばらではないかと思うので、一律にできない課題をお聞きしたいと思います。

二日市障害福祉課長 御質問をいただきましたのは受給者証を自動更新している市町村と、それから毎年申請に来てもらっている市町村との違いがあるんですけれども、今回自動償還払にすることで、最初の一度は手続をしてもらって、その後は自動更新に変えられるんじゃないかと検討している市町村がかなりあります。私どもとしても自動更新で1年に1回手続に行かなくても済むように進めていきたいと考えています。

戸高委員 それでは、現状で1年更新しないでいいというところは県が進めていくということによろしいですか。

二日市障害福祉課長 医療の給付費は一斉に自動償還払になります。今お話しいただいている受給者証を医療機関でも見せないといけないので、その自動更新をできるように進めていきたいと考えています。

玉田委員 高齢者の福祉と障がい福祉でピアサポーターを養成するということですが、とてもいい事業だと思って関心を持っています。ただ、具体的にはどちらも養成して、初期段階の人に寄り添うという事業ですけれども、どこで養成するのか、それから何人ぐらいか、あるいは県下に散らばっている一番最初に不安を抱えている初期の方をどういうふうにサポートしていくのかについて、今の段階で分かっていることがあればお教えいただきたいと思います。

伊東高齢者福祉課長 まず、ピアサポーターは認知症を経験されてある程度社会復帰をした、あるいはほかの認知症の方のお役に立ちたいという方になっていただくということを想定しています。今大分市内で認知症の方の支援を行っている居宅介護事業所があり、そこを利用されている認知症の方と意見交換をしている段階です。まずそういった方々にピアサポーターとして研修を受けていただくということを想定しており、初年度は5人ぐらい該当者がいればいいかなと思っています。

具体的な認知症当事者御本人との寄り添い支援については、それぞれの市町村の認知症支援員の方がそういったピアサポートを希望しているという情報を得て、そこでマッチングしていくということになるかと思います。来年度は養成の初年度になりますので、できるだけそういった支援ができるように努力していきたいと思っています。

二日市障害福祉課長 障がい福祉に関しては119ページ、精神障がい者地域移行定着体験整備事業費の中でピアサポーターの養成活用を出しています。精神障がい者で病院に長く入院していて、いろんなサポートを受けながら退院し

て、グループホームで生活している、あるいはひとり暮らしをしている、そういう経験のある方に精神科病院に入院している方々に、自分はこのようにして退院できたという話をしてもらうことをイメージしています。本年度、既に3名の方を地域の病院あるいは障がい者の支援の事業所から推薦を受けて養成しており、来年度からそういう方々に、個別にお話をする機会などに立ち会っていただきたいと思っています。あわせて、来年度も病院や事業所などから推薦を受けた方を対象に養成したいと思っています。（「分かりました」と言う者あり）

志村委員 放課後児童クラブのことについてお聞きしたいんですが、施設整備については県の助成となっていますが、運営等、具体的にどんなことをしているのか、内容を視察する機会がないので、ちょっと御説明いただければと思います。

御手洗こども未来課長 放課後児童クラブの運営については、市町村にお願いしていますが、例えば保護者会が運営しているところが実はまだ半分以上占めています。あとは社会福祉法人やNPO法人に委託しているところもあるんですが、保護者会であれば1年交代で責任者が替わってしまいますので、そういう意味ではもう少し運営をしっかりしていただけるように、そこはこれからの課題と思っています。

子どももかなり多く、放課後児童クラブの中では日頃は宿題を見たりとか、本当に学校と家庭との間の生活の場としてゆったり過ごせるようなことを心がけています。よろしいでしょうか。

志村委員 よろしくないんですね。というのは、教育委員会でこのところ始まったんですが、本来目の力がつくというのは遠くの山を見たり海を見たり、また近くを見たりすることで目の力ができるんですと。ところが、今の子どもはほとんどスマホで、同じ距離ばかり見ているものだから、全然そういうことがない。自然に帰らないで、放課後児童クラブの部屋の中でいろいろケアしても、それは過ごしやすいかもしいが、子どもの成長に大事なものが失われて、

あるいは成長していかない。そういうことから、学校教育でもこの目の力というのを教育に入れていこうと。近くを見る、遠くを見る、これだけでも目の力を使うといえます。そういうことをやるためには放課後児童クラブの部屋の中だけじゃなくて、例えば地域の方で釣り好きの人が子どもを釣りに連れていくとか、放課後の在り方として、自然の中でやるようなことを取り入れてほしいというのが一つです。

もう一つが、地域の伝統文化、獅子舞やお神楽などは、実は子どもの参加が今非常に少なくて悩んでいる地区があり、継続が非常に難しいということなんですね。そういう人たちがその子どもたちに声をかけて、参加してもらような、地域の郷土芸能を守る方と一緒に活動をするとか、そういう活動に少し踏み出した支援策を講じていかないと。閉じこもりがちの子どもができてしまったらいかかかなと。肉付けでもいいので、野生あるいは自然に帰るといふ思いを込めた予算付けをしてもらった方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

御手洗こども未来課長 おっしゃるとおり、子どもたちの放課後が豊かなものになるようにというのは、本当に課題と思っています。

資料の79ページ、そういう意味で今回新規の放課後児童対策充実事業費の中のマル新とあるものの三つ目、放課後児童支援員等処遇改善等事業で、例えば地域の方や学校、あといろんな方と連携して様々な体験をするように走り回っている支援員さんもいらっしゃいます。そういう方たちの処遇改善を応援して、よりよい体験をしてもらうように、これから働きかけ、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないようですので、これをもちまして質疑を終了します。

なお、採決は、生活環境部の審査の際に一括して行います。

次に、第3号議案平成31年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について及び第4号議案平成31年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、一括して執行部の説明を求めます。

藤丸国保医療課長 第3号議案平成31年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について、説明申し上げます。さきほどの平成31年度福祉保健部予算概要の123ページをお開きください。

今年度から県が市町村とともに、国保の保険者となり、安定的な国保の財政運営を図るため設置しており、歳入、歳出ともにそれぞれ1,214億6,676万6千円です。

124ページをお開きください。

歳入の主なものについて、説明します。

左端の項・目欄の1分担金及負担金の1負担金にあるように、市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金345億3,918万1千円です。

また、その下の2国庫支出金369億4,203万9千円ですが、主なものは、1国庫負担金の節欄の定率国庫負担の療養給付費等負担金229億1,013万円です。

さらに、3繰入金の1繰入金にあるように、一般会計からの繰入金が74億2,287万2千円です。

125ページを御覧ください。

5諸収入425億6,257万4千円ですが、その主なものは、65から74歳の前期高齢者の保険給付費として、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金423億1,117万4千円です。

127ページをお開きください。

次に、歳出の主なものについて、説明します。

保険給付費等交付金1,017億6,972万1千円は、国庫支出金や市町村からの納付金等を財源として、療養の給付等の国保事業に要する経費を市町村に交付するものです。

128ページをお開きください。

後期高齢者支援金等145億4,540万8千円は、75歳以上の後期高齢者医療に係る保険給付費の支援金について、国保の負担分を社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。

130ページをお開きください。

介護納付金49億8,488万6千円は、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者に係

る介護納付金について、国保の負担分を社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。

133ページをお開きください。

保健事業費1,682万4千円は、被保険者の健康寿命延伸、医療費適正化に向け、健診や医療レセプト等のデータ分析に基づく効果的な保健事業を行うデータヘルスを推進し、国保の安定的な財政運営及び国保事業の効率的な実施に取り組む市町村を支援するため、生活習慣病発症・重症化予防の普及啓発や重複多剤・禁忌薬剤服薬の是正に向けた指導等を実施するものです。

大戸こども・家庭支援課長 次に、134ページをお開きください。第4号議案平成31年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算です。

この特別会計は、母子・父子家庭等に対し、生活の安定と自立促進を図るため、修学資金など計12種類の資金を無利子又は低利子で貸し付けるもので、歳入、歳出ともにそれぞれ2億861万4千円です。

135ページをお開きください。

歳入の主なものについて、説明します。

左端の項・目欄の2繰越金の1繰越金1億4,082万1千円と、その下の3諸収入のうち、貸付世帯からの償還金である1貸付金元利収入6,098万円です。

136ページを御覧ください。

次に、歳出の主なものについて、説明します。

母子父子寡婦福祉資金貸付金2億182万3千円です。

これは、ひとり親家庭等に対し、生活に必要な資金等の貸付けを行うものです。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第3号議案についてお諮りします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案についてお諮りします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

二日市障害福祉課長 委員会資料の3ページをお開きください。お手元に本文をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

12月の当委員会において、大分県障がい者計画の素案について報告しました。その後、パブリックコメントを経て、成案がまとまりましたので御説明します。

第1計画策定の趣旨等については、1趣旨のとおり、この計画は当県の障がい者施策を総合的に進めるための基本方針であり、また障がい福祉サービス提供体制確保のための実施計画でもあります。

3計画期間は、平成31年度、2019年度から2023年度までの5年間です。

次に、第2計画のポイントです。1策定にあたってにあるように、(1)障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の理念を反映することや、(4)新たな第5期基本計画と昨年度策定した障がい福祉計画を統合して一体的に策定し、県民の皆さまにより分かりやすいものとするなどをポイントとしています。

その下の2基本理念では、(1)人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をはじめとした3点を掲げています。

右の第3施策項目には、施策の方向と具体的な取組内容を記載しています。12月に御説明した素案とほとんど変わっていませんが、パブリックコメントでいただいた御意見により、最後の防災対策の推進の項目を、その前の防犯対策の項目と切り離して独立させ、強調するよう

に改めました。

最後に、右下の四角囲いの部分ですが、パブリックコメントの実施状況について御報告します。実施期間は12月17日から1月21日までの36日間で、計23件の御意見をいただきました。そのうち、福祉介護人材の確保についてや、重度・高齢障がい者の住まいの確保についてなど20件について、計画に反映いたしました。このことを踏まえ、2月20日に開催した大分県障害者施策推進協議会において、最終案の了承を得たところです。

本日、お手元に配付している計画については、今月中に公表する予定です。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、ここで私から一言お礼を申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

〔長谷尾福祉保健部長ほか挨拶〕

衛藤委員長 これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

衛藤委員長 これより生活環境部関係の審査に入ります。

それでは、付託案件の審査を行います。

初めに、第1号議案平成31年度大分県一般会計予算のうち生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

山本生活環境部長 それでは、第1号議案平成31年度大分県一般会計予算について、御説明します。

まず初めに、部全体の歳出予算について御説明します。お手元の生活環境部予算概要の2ペ

ージをお開きください。

生活環境部の歳出予算、予算総額は表の左から2列目の予算額（A）欄の生活環境部①の合計欄117億8,558万9千円です。

これを表の右から2列目の30年度当初予算額（B）114億1,308万2千円と比較すると、同じ行の右側の前年度対比の欄ですが、額にして3億7,250万7千円の増額、率にして3.3%の増です。

今回は、統一地方選挙前ですので、人件費等の義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算ではありますが、年度当初から切れ目のない対応が必要な防災・減災対策などを当初予算に盛り込んだことから前年度より増額となっています。

それでは、主要な事業について、予算概要に沿って説明します。

15ページをお願いします。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業費3,744万4千円です。

ユネスコエコパークの環境保全及び自然と共生した地域振興を図るため、宮崎県や関係市町と連携し、情報発信や受入れ環境整備等に取り組むものです。

31年度からは、エコパークの特徴的な自然や文化等を楽しむスポットを円滑に巡ることができる、エコパーク周遊ルートの設定に取り組み、誘客に向けた情報発信を進めます。

次に、19ページをお願いします。

二つ目のCO2オフセットトライ事業費1,036万6千円です。

近年、自然災害の激甚化や昨年夏の記録的な酷暑など、気候変動の影響の拡大が懸念されています。

このため、地球温暖化の原因とされるCO2の削減に県民総参加で取り組むものです。

具体的には、ラグビーワールドカップ大分開催において、選手や観客の移動、スタジアムの使用などで発生するCO2を、家庭や事業所での省エネの行動により実質ゼロ化します。この事業を通して、ラグビーワールドカップを環境面から盛り上げます。

次に、21ページをお願いします。

一番上のおおいたジオパーク推進事業費3,235万円です。

姫島村及び豊後大野市の両ジオパークの魅力を県内外に発信するとともに、両地域が行う受入体制の整備等に取り組みます。

本年11月に開催予定の第10回日本ジオパーク全国大会では、全国から約60地域のジオパーク関係者が一堂に会し、シンポジウム、ワークショップやジオツアーなど、各地域の特色や文化を学ぶ場を創出するほか、知的好奇心をくすぐる工夫もし、新たなジオパークファンの獲得に努めます。

次に、27ページをお願いします。

一番下のふるさと創生NPO活動応援事業費1,762万1千円です。

NPOの人材育成や公益活動の活性化を図るため、ボランティア・NPOセンターの運営を公益財団法人おおいた共創基金に委託し、地域課題の解決に取り組むNPOを支援するものです。

次に、37ページをお願いします。

一番上の青少年自立支援対策推進事業費3,059万5千円です。

ニートやひきこもり等社会的自立に困難を抱える青少年やその家族を支援するため、おおいた青少年総合相談所及び青少年自立支援センターを運営するものです。

31年度は、新たに訪問支援員1名及び市町村支援員1名の計2名を増員することで相談体制の充実を図り、あわせて市町村におけるひきこもり支援体制構築のサポートにも取り組みます。

次に、39ページをお願いします。

三つ目の私立高等学校授業料減免補助事業費2億7,907万9千円です。

国の就学支援金の給付後も授業料負担の残る私立高校生の保護者の経済的負担を軽減するため、31年度は、補助対象世帯の拡充を図ることで、高校教育を受ける機会の確保を推進します。

次に、46ページをお願いします。

一番下のおおいたHACCPトータル支援事業費4,385万7千円です。

平成30年6月に改正された食品衛生法により、全ての食品取扱事業者へHACCPの導入が義務付けられました。

国際的衛生管理手法であるHACCPは、食品原材料の入荷から製品の提供に至る全工程において食の安全性の確保が求められるもので、事業者の導入・定着に向けた支援が必要となります。

本事業では、民間団体と連携し、ワークショップ型セミナーの開催や業種ごとのモデル施設を活用することで、約3万7千の対象事業者へ効率的な普及促進を行います。

次に、77ページをお願いします。

下から二つ目の地震・津波等防災・減災対策推進事業費5千万円です。

自主防災組織等が行う防災・減災活動への支援や孤立可能性集落の避難所等における通信設備の整備などの支援を行う市町村への助成を行うものです。

次に、その一つ下の防災モニター活用推進事業費1,120万5千円です。

災害時においては、情報そのものの信頼性を把握する必要がある一方で、観光客や留学生などの外国人に対しては、必要とする災害情報を適切に伝達することが求められます。

そのため、防災情報アプリ等の機能を活用し、県が選定した防災モニターからの災害情報を収集し、発信します。

モニターからの情報は、日本語のほか全9言語により閲覧でき、リアルタイムで災害情報を入手することが可能となります。

最後に79ページをお願いします。

一番下の県内消防本部連携強化支援事業費1,267万6千円です。

人口減少・高齢化が進行する中で、市町村の消防力を維持・強化することが大切です。

喫緊の課題となっている119番通報に係る指令業務の共同運用の実施など、県内消防本部の連携・協力体制の強化を支援します。

31年度は、共同運用に伴う費用や人員等を

試算・検証する調査を実施します。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、本案のうち、生活環境部関係部分について、さきほど審査しました福祉保健部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第22号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

安藤私学振興・青少年課長 第22号議案権利の放棄について御説明いたします。議案書の207ページをお開きください。資料では1ページですので、あわせて御覧ください。まず議案書を御覧ください。

この議案は、大分県専修学校等技能修得奨学金貸付金に係る債権のうち、貸付先等からの回収が不能となっているものについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく権利放棄の議決をお願いするものです。

次に、資料1ページを御覧ください。

まず、1の奨学金制度の概要です。この奨学金は、(2)の目的にあるように、旧地域改善対策特定事業対象地域の教育の充実を図るため、同和関係者で、経済的理由により専修学校等において修学することが困難なものに対し、無利子で貸与し、20年間で返還するものです。なお、(7)(8)にあるように、一定の要件のもと、債務を免除したり、履行を猶予することもできるようになっています。

今回、権利放棄をお願いする内容は2に記載していますが、平成11年度と12年度に貸付けた1件、貸与総額72万円のうち、免除額6万8千4百円と返還済額9千円を除いた返還未

済額2万7千円です。

次に、3の当該債権を放棄する理由です。主たる債務者及び連帯保証人の破産により回収が不能と認められるため、権利の放棄を行うものです。

次に、議案書における表記です。改めて議案書の中ほどの3放棄する権利の表示のところを御覧ください。

この奨学金の対象が同和関係者に限定されていることから、貸付金の名称と同時に債務者の住所及び氏名を公開した場合、債務者が同和関係者であることが明らかになり、社会的差別の原因となるおそれがあるため、債務者の住所及び氏名は非公表としています。

最後に、未収金の回収の取組です。未収金については、貸付金の原資が県民の税金であることを強く認識し、今後も返還者やその関係者の人権に最大限に配慮しながら引き続き回収に努めますが、今回同様に回収不能な状況に至った場合は、債権管理の効率性から権利放棄等による債権の整理を進めたいと考えています。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願の審査を行います。

この際、念のため申し上げます。

今議会以後、任期中、本会議の予定もありませんし、本日の委員会が、任期最終の委員会となりますので、先例により、結論を得るに至らなかった請願は、審議未了の扱いとすることになります。

この点、あらかじめ御了承願います。

それでは、継続請願31日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないよう

に求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

河野危機管理室長 日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないように求める意見書の提出について、御説明します。

本県では、既に沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練を受け入れており、再三にわたり国に対し、米海兵隊との実動訓練を日出生台演習場で行わないよう要請してきたところですが、昨年12月7日から19日までの13日間、日出生台演習場等で実施されました。

12日には、日出生台演習場で、県内で初めてオスプレイを使用した訓練が行われたところです。

県及び関係自治体では、訓練の実施は到底受け入れられないが、それでも訓練を行うのであれば、県民の安全・安心確保のため、安全対策に万全を期すよう国に申し入れるとともに、県においては、職員延べ約150名を現地に派遣し、訓練の実施状況やオスプレイの飛行・騒音等について、しっかりと監視・警戒活動を行ったところです。

なお、来年度以降のオスプレイが参加する日米共同訓練等の計画については、何ら情報は承知していません。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

木田委員 特段の事故もなく終わったということですが、事前に情報提供がないということはかなり心配だったと思います。結局終わったと言ったらもうしょうがないですけど、実際、最終的にどこを通過してきたのかという情報提供はあったんでしょうか。また、騒音の問題とかはなかったのか。どこを最終的に通過して、騒音等の問題はその地域でなかったということまでの確認は事後で取れているのでしょうか。

河野危機管理室長 オスプレイの飛行に関しましては特に九州防衛局からどのルートを通ったといったような明確な回答はありません。また、騒音についても県独自での調査はやっています

けれども、具体的に九州防衛局からオスプレイの騒音が現地でのどの程度あったといったような情報は入っておりません。

木田委員 米側から事後の情報提供がなかったと。県側で調べた騒音のところでも特段問題なかったということではなかったですかね。

河野危機管理室長 県が現地でオスプレイ、それから陸上自衛隊が持っていますUH等のヘリコプターの騒音の調査をしていますけれども、オスプレイ、UHとも、おおむね70デシベルから90デシベル程度でどちらも似たような騒音の結果であったと認識しています。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これより請願の取扱いについて、協議いたします。いかがいたしましょうか。

嶋副委員長 さきほど執行部から昨年12月の米海兵隊との実動訓練、そして県内で初めてオスプレイを使用した訓練が行われたということが説明をされました。また、県及び関係自治体では県民の安心・安全確保のために安全対策に万全を期すように国に申し入れるとともに、県においては訓練の実施状況やオスプレイの飛行騒音等についてしっかりと監視警戒活動を行ったとのことでした。加えて、来年度以降のオスプレイが参加する日米共同訓練の計画については承知していないとの説明もあったことから、当委員会としては引き続き今後の動向を注視する必要があると思われるために、審議未了扱いとすることが適当であると思います。

衛藤委員長 審議未了扱いという意見がありましたので、お諮りします。

本請願について、審議未了扱いとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

衛藤委員長 全会一致であります。

よって、審議未了扱いと採決いたします。

次に、請願35-1宇佐市の上水道水源「駅館川流域」の環境破壊の防止に関することについて、執行部の説明を求めます。

なお、本請願については、農林水産委員会に合い議していることを申し添えます。

芦刈環境保全課長 緑色の請願文書表の1ペー

ジをお開きください。

請願の内容ですが、駅館川の上流にある養豚場に起因する水質汚濁や悪臭の問題に関して、適切な措置や指導、助言を行うことなどを求めて、養豚場周辺の地域住民で組織する「東・納持の環境を守る会」から提出されました。

次に、委員会資料2ページをお開きください。

1の養豚場ですが、宇佐市院内町の個人経営の養豚場で、現在、約4千頭が飼育されています。右側の宇佐市を流れる駅館川の流域図を御覧ください。この図の一番下の上流域に養豚場が位置し、その周辺に東・納持地区などの集落があります。

次に、2のこれまでの主な経過です。地域住民からの苦情を受け今年の3月に北部保健所、宇佐家畜保健衛生所、北部振興局及び宇佐市で立入調査を実施し、北部保健所が排水の水質検査を行った結果、排水処理施設のばっき装置の不具合により、窒素化合物が水質汚濁防止法の基準を超過していました。この違反に対して、北部保健所長が事業者に対し改善勧告を行い、事業者が排水処理施設の改善等を行いました。

また、昨年5月に事業者が民事調停を申し立て、今年2月まで6回調停を行いました。合意には至っていないようです。なお、県及び宇佐市は、守る会に対して定期的に説明会を開催し、水質検査結果などの監視状況を報告しています。

次に、3の水質検査結果です。(1)の事業場排水は毎月検査を行っており、昨年3月の採水では窒素化合物について基準値600ミリグラムパーリットルのところ620と基準超過がありました。それ以降は基準に適合しています。

(2)ですが、駅館川中下流域の環境基準点2か所でも隔月で水質検査を行っています。宇佐市上水道取水口の上流の白岩橋では、代表的な評価指標であるBOD(生物学的酸素要求量)は環境基準値の半分以下で良好な水質を維持しています。

次の3ページをお願いします。

次に、4の排水基準違反に対する改善措置で

す。事業者は、改善事項として(1)の排水処理施設の改善及び増強、(2)のオガコ豚舎の新設による処理負荷量の削減措置を実施しました。

次に、5の現在の水質保全対策の体制ですが、次のとおり、北部保健所及び環境保全課が水質汚濁防止法に基づき、また、宇佐家畜保健衛生所が家畜排せつ物法に基づき、監視指導や水質検査を徹底しています。

最後に、今後の対応です。請願文書表をお開き願います。

1項目の環境・水質保全に向けた適切な措置については、関係機関が連携して継続的に監視を実施するとともに、水質検査も当面さきほど説明しました現在の体制で実施していきます。

2項目の宇佐市の悪臭規制の見直しに関する指導・助言については、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定は宇佐市の所管事務であり、県として技術的な助言を行います。

3項目の地域住民と養豚業者との協議の場の設置については、これまで守る会が宇佐市に対して市が窓口となり地域住民と事業者との協議の場を設けることを要望してきましたが実現していません。今後も、協議の場が設置されるよう宇佐市に働きかけます。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これより、請願の取扱いについて、協議します。いかがでしょうか。

なお、農林水産委員会の回答は、「本請願は、採択すべきもの」であります。

〔「採択」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、採択についてお諮りします。

本請願は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本請願は、採

扱すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わります。

次に、付託外案件の審査を行います。

陳情22全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について、執行部から説明をお願いします。

河野危機管理室長 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について、御説明します。

お手元の陳情文書表をお開きください。

全国知事会において、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的に、平成28年11月に本県を含む11道府県が参加した「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、昨年6月までに6回にわたり研究会を開催し、7月には提言を取りまとめたところです。

お手元に配付の米軍基地負担に関する提言を御覧ください。

提言の内容としては、裏面の2番目にある「日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」など、4項目となっています。

8月には、外務省、防衛省、在日米国大使館へ要請を行ったところです。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御意見等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

以上で、付託外案件の審査は終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①の報告をお願いします。

安藤私学振興・青少年課長 大分県再犯防止推進計画の策定について、御説明します。

計画案を冊子でお配りしていますが、お手元

の委員会資料で御説明します。資料の4ページをお開きください。

I 再犯防止推進計画策定の目的等ですが、

(1) 目的から(4) 計画期間については、前回第4回定例会で報告させていただいた内容と変更はありません。(5) の成果指標は、新受刑者中の再入者数を2023年度までに基準値の20%減の50人としています。

II パブリックコメントですが、4件の御意見をいただきました。②では、「成果指標の目標値の設定は必要ないのではないか」という御意見をいただきましたが、県としては、計画の着実な実行や施策の効果の検証のため目標値の設定は必要と考えています。

このパブリックコメントと議員の皆さまの御意見等を踏まえて、計画を取りまとめました。

III 今後取り組んでいく重点課題・主な施策ですが、六つの重点課題を掲げ取り組むこととしており、それぞれ現状と課題、施策を記載しています。

まず、第1の就労・住居の確保のための取組では、現状では、再犯者の多くが再犯時に無職であったり、帰る住居がない者が多数いるという実態があることから、出所者等の雇用に協力していただく協力雇用主への競争入札参加資格審査の優遇措置や公営住宅への入居要件の緩和等の検討に取り組みます。

次の5ページをお願いします。

第2の保健医療・福祉サービスの利用促進のための取組では、入所者の中には、高齢者、障がい者、薬物依存者等も一定数存在しているため、地域生活定着支援センターによる必要な福祉サービスの調整等の支援や医療機関への薬物依存症に対する再犯防止プログラム等の周知による地域医療の充実等に取り組みます。

第3の学校等と連携した修学支援及び非行の防止のための取組では、少年院の入院者の履歴状況は中学卒が大半であり、また、仕事等で復学・進学を断念している実態もあることから、学校と矯正施設・保護観察所の連携の推進による修学支援等に取り組みます。

第6の国・民間団体等との連携強化のための

取組では、再犯防止の推進には、広く支援に関わる関係者のネットワークの構築が必要であることから、大分県再犯防止推進協議会（仮称）を設置し、関係機関の連携強化をさらに推進するとともに、計画の進捗管理・検証等に取り組みます。

今年度中に本計画を策定・公表し、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、施策を進めます。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

木田委員 一般質問でも取り上げさせていただきましたが、会派の調査で大分刑務所と兵庫県に行ってきたんですけども、実際に見ると高齢者棟があるような状況であり、やっぱり医療の提供、介護というか、そういったことまで必要になっているのが実情でした。この資料を見ても高齢者、障がい者を対象とした支援メニューがかなり必要になってきて、犯罪防止であればこちらの部局かなと思ったんですが、再犯という「再」がついている状況の中では、全国的には所管部局は福祉関係の方が多いので、その辺は御検討いただいた方がいいのではないかと思います。

それから、財源のことですが、兵庫県は手あげ方式の法務省の事業に手をあげて補助金も受けながら充実化を図っており、従来への入口は検察庁、出口は刑務所という支援をしているところに自治体もということであれば何がしか手当てを求めてしかるべきではないかと思いましたので、その二つを踏まえて新年度に向けて取り組んでいただきたいと思います。

衛藤委員長 御意見でよろしいですか。（「はい」と言う者あり）御意見を御検討のほどよろしくをお願いします。

ほかに御質疑等もないので、②及び③の報告を続けてお願いします。

芦刈環境保全課長 大分県水道ビジョンについてですが、ビジョンの案を冊子でお配りしていますが、お手元の委員会資料で御説明します。資料の6ページをお開きください。

初めに、1の策定趣旨等を御覧ください。このビジョンは、50年先を見据えた大分県内の水道の理想像を描き、水道事業が抱える諸課題に対し、直近10年間の具体的な実現方策や目標を設定し、水道に携わる関係機関の取組の指針とするものです。

「安全で良質な水を、誰でも、どこでも、いつまでも」を基本理念とし、基本方針は「安心して飲める安全な水道、災害に強い強靱な水道、将来にわたって健全な経営が持続する水道」です。

次に、2のパブリックコメントについてですが、12月から1月にかけて実施し、5件の意見が提出されました。

主な意見ですが、完全民営化に反対する意見や民間事業者の参入による水道料金の高騰を心配する声が寄せられました。県としては、水道事業の基盤強化を進める上で、民間に運営権を完全に委ねるコンセッション方式は考えていません。なお、県内で導入を検討している市町村もありません。

次に、3の大分県水道ビジョン検討専門家委員会での意見です。主な意見は、広域連携及び人材育成についてでした。

広域連携に関しては、県に推進役としてのリーダーシップを期待することやロードマップのスケジュールや連携する圏域の設定などについての意見がありました。

人材育成に関しては、非常に重要であるので、育成の仕組みをしっかりと作ること、市町村職員のボトムアップとなるような研修をすることなどの意見をいただきました。

県の考え方については右側に記載していますが、市町村職員や民間事業者の研修体制をしっかりと構築し、市町村との連携を一層密にして大分県水道ビジョンを推進していきたいと考えています。

次に、4の基本施策についてです。水道事業が直面する課題に対し、安全、強靱及び持続の観点から取り組みます。

次の7ページをお開きください。最後に、施策体系図です。

基本施策の中でも、中ほどの適切な資産管理や耐震化の推進、一番下の水道事業の効率化及び人材育成の推進が重要なポイントと考えています。

今年度中に水道ビジョンを策定・公表し、安全な水道を守っていくために、施策を進めていきます。

大城消防保安室長 新大分県消防広域化推進計画についてですが、計画（案）を冊子でお配りしていますが、お手元の委員会資料で御説明します。資料の8ページをお開きください。

2の策定経過ですが、市町村や消防本部等から幅広く御意見をいただくため、計画策定協議会及び広域化検討部会を開催しました。この間、昨年11月には知事と市町村長との意見交換会も開催しています。

3のパブリックコメントでは、2件の御意見をいただきましたが、どちらも消防の広域化に賛成するものでした。

4の今後のスケジュールですが、3月中旬に、お配りしている計画（案）を計画策定協議会及び広域化検討部会に御確認いただき、3月中に計画を策定したいと考えています。

計画（案）の概要については、資料の9ページをお開きください。

5の計画の体系及び概要のうち、I大分県における消防の現状と将来の見通しですが、消防本部や消防団の現状について整理した上で、消防を取り巻く環境の変化として、4項目をあげています。

このうち、①の人口減少や高齢化の進展に伴い、市町村を取り巻く状況はさらに厳しくなり、他方で、②の南海トラフ地震など大規模・広域災害への対応も求められるなど、消防力の維持・強化を図ることが今よりも困難かつ重要な時代となることが予想されます。

こうした環境変化に対応していくため、消防の広域化も検討する必要がありますが、その前提として、①消防本部の対応力を低下させない、②消防署所や職員の削減を目的としない、③消防団は広域化の対象ではない、という3点を明確にしています。

次に、II消防の広域化です。

【1】の期待される効果ですが、さきほどの前提を意識して取り組むことで、①初動・増援体制の充実、②現場要員の増強、③人員の確保・研修の充実等が期待されます。

【2】の消防の広域化に対する取組方針ですが、今後、実現可能性のある組合せを県内14消防本部で協議していきます。

ただし、当面は、機器更新が間近に迫る消防指令業務の共同運用実施に向けた検討を広域化についての検討に優先させます。

また、【3】消防の連携・協力に対する取組方針では、消防指令業務の共同運用について、取組に対する国の財政措置が期待できる平成36年4月までの実施を目指し、県内14消防本部で協議することとしています。

次に、III市町村の防災に係る関係機関との連携確保ですが、消防団や市町村防災担当部局とも地域の実情に応じた緊密な連携を図ることとします。

最後に、IV消防広域化の推進体制の整備です。広域化に取り組む市町村は、協議機関を設置して取り組むこととなることから、県としても、これを設置・運営するための調整・支援等を行うほか、国への支援要請を行うなど、引き続き市町村の取組を支援することとしています。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

志村委員 いよいよ受動喫煙防止法が施行されて、今県では健康づくり支援課で所管していますが、それはそれで当然正しいと思いますが、分煙社会をつくるという意味では生活環境部がその所管をすることも一つの方法ではないかなと思いますが、見解はいかがでしょうか。つまり、健康づくり支援課は受動喫煙については非常にケアするけれども、喫煙者は、どこがケアする——ケアと言ってはおかしいけれども、

どうするかということ、それが分煙社会だと思うんですね。県の中でそれがどこの範疇になるのか、私は生活環境部じゃないかなと思っていますので、そこはちょっと聞かせてください。

山本生活環境部長 喫煙される方、それから喫煙しない方、それぞれの立場はあると思いますが、やはり健康という切り口で取り組んでいくことが大事かなと考えており、現在県庁の中のことは人事課、また県民の皆さんに対しては健康づくり支援課で分担をしていると考えています。

志村委員 そのとおりなんです、今度の法律の改正により、厳密に言うと県庁では屋上しか吸えないんですね。そうすると愛煙家の人というのは、例えばたばこを吸って来庁されたとしますよね。消すところがないので、ポイ捨てになるということも懸念されますよね。しかし、分煙的な社会を、しっかりとした喫煙所をつくれればいいという思いもあるんですよ。だから、県庁もしっかりとした分煙の場所、喫煙所をつくれればそれはそれでいいですよという法律の解釈であるので、これはどこが担当するんだろうか。

山本生活環境部長 県庁舎、また各地方機関の建物における……（「敷地」と言う者あり）敷地内の喫煙ですか。県庁の中は用度管財課が担当していますし、各出先機関は建物の管理者、例えば振興局でしたら振興局という形になるかとは思っています。

志村委員 そのとおりなんです、たばこの地方消費税が県と市町村で約100億円入りますよね。こんな税金を納めている企業あるいは団体はありますか。私は現実的にはないと思っています。だから、そのうちの5%でもいいから、しっかりとした分煙社会をつくるという施策もこれから必要ではないかと思います。しっかりと分煙をしていくと受動喫煙もないということですよ。大分県は葉たばこ生産地でもあるし、かつては工場もあったということで、大分県がそういう社会をつくるモデル県になっても……。そういうことを考えると愛煙家の方たちにとっても快適な社会——快適と言ったら語

弊があるかもしれませんが、自由に嗜好品を楽しめるという環境づくりも一方で考えなきゃいけない。そうすると、そこは健康づくりだけ言うと全く論外になってしまうので、誰かが担当して事業をなして美しい大分県をつくっていくという流れに100億円のこの税金の一部を使えるようにすると、なおさらいい社会になるんじゃないかなと思います。課題として生活環境部でそれができるのか、あるいはそうじゃなければどこが担当するか、それはオール県庁でぜひ協議していただければと思います。

山本生活環境部長 今、委員から御提言いただきましたので、少し勉強してみたいと思います。

玉田委員 動物愛護センターが稼働し始めて、各圏域で保健所に持ち込まれる、あるいはそこが捕獲する野良犬や野良猫についての対応は、これまでの流れと何か変わっているんでしょうか。

小林食品・生活衛生課長 2月17日のオープンに、委員の皆さま方には出席していただきましてありがとうございます。3月末までは現行と同じ体制ですが、4月からは捕獲や引取りは、西部と北部保健所、豊後高田保健部も含まれますが、その三つ以外はセンターが直接管轄するようになります。直接捕獲や猫の引取りなどを行いません。ただし、緊急案件で咬傷事故とか緊急に対応するような場合で保健所が対応が可能な場合は保健所が行くということを考えています。

玉田委員 例えば豊後大野で、今まで豊肥保健所に連絡を取って持ち込んだり、捕獲していた分は野津原まで持っていくという体制になるんですか。

小林食品・生活衛生課長 その場合、センターに直接問い合わせいただくと、場合によってはセンターの職員が豊後大野に行くなど、ケース・バイ・ケースで対応するように考えています。

衛藤委員長 ほかにないようですので、ここで私から一言お礼を申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

〔山本生活環境部長ほか挨拶〕

衛藤委員長 それでは、これもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔生活環境部退室〕

衛藤委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

今期定例会は、今月15日をもって閉会となりますが、現委員は、議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。

従いまして、お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにします。

以上で、本日の審査は終了しましたが、最後に、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、最後に私から一言お礼を申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

衛藤委員長 これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。